

香川県条例第20号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 475 315 507">附 則</p> <p data-bbox="188 552 405 584">（この条例の失効）</p> <p data-bbox="147 592 882 624">2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="188 667 461 699">（失効に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="147 707 1095 770">3 <u>平成25年3月31日</u>以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1218 475 1308 507">附 則</p> <p data-bbox="1180 552 1397 584">（この条例の失効）</p> <p data-bbox="1140 592 1874 624">2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="1180 667 1453 699">（失効に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="1140 707 2087 770">3 <u>平成21年3月31日</u>以前に行われた第2条に規定する家屋又はその敷地である土地の取得については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。